

政令第 号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「政策立案総括審議官」の下に「公文書監理官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同条第一項中「政策立案総括審議官」の下に「公文書監理官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 公文書監理官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

第十六条中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。

第十六条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 環境省の所掌事務に係る環境の保全に関する事業者及び国民の理解を深めるための教育及びこれらの者の学習の振興（第十八条において「環境教育等の振興」という。）並びに国民又は営利を主たる目的としない民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（同条において「非営利環境保全活動」という。）の促進に関する事務の総括に関すること。

第十八条第一号及び第二号中「もの（）」の下に「環境教育等の振興及び非営利環境保全活動の促進に係るもの並びに」を加え、同条第四号ハ中「こと」の下に「（環境教育等の振興に係るものを除く。）」を加え、同号ニ中「こと」の下に「（非営利環境保全活動の促進に係るものを除く。）」を加え、同条第五号を削り、同条第六号中「もの（）」の下に「環境教育等の振興及び非営利環境保全活動の促進に係るもの並びに」を加え、同号を同条第五号とする。

附則第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

理由

環境省の所掌事務の的確な遂行を図るため、新たに大臣官房に公文書監理官を設置するとともに、大臣官房総合政策課及び環境経済課の所掌事務を変更する等の必要があるからである。